

奨学資金貸与希望者（高校予約）募集案内

## 奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- ☆ この奨学資金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励するためにお貸しするものです。
- ☆ この奨学資金は、**奨学生（生徒本人）に直接お貸し**するもので、奨学生（生徒本人）は**高等学校等を卒業後、返還**しなければなりません。
- ☆ 奨学資金の予約採用を希望する人は、ご家族の方とよく相談のうえ、**在学する中学校へ申請してください。**
- ☆ 今回、奨学資金（高校予約）の申請をしない場合でも、高等学校等入学後に奨学資金の募集を行います。ただし、貸与決定及び送金は8月以降の予定です。

- 書類提出先                      在学する中学校
- 提出期限                        在学する中学校の指定日  
※できるだけ指定日より早めに提出をしてください。
- お問い合わせ先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課 貸与係

T E L    078-361-6640

受付時間    午前9時～午後4時45分（土、日、祝日除く）

ホームページ    <http://www.pure.ne.jp/syougaku/>

奨学金の入学前送金については、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)による申請と入学届 兼 進学先決定届の提出が必要です。詳しくは1月の進学先決定時期に学校を通じてお知らせします。

# 1 申請について

## ● 貸与対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。(下記の収入基準を参照)
- ② 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。)の最終学年に在学し、令和5年4月に高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)・高等専門学校・専修学校の高等課程への進学を希望する人。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が兵庫県内に住所を有していること  
※奨学生(生徒)が「入寮等の理由」で県外に居住しても貸与できます。

## ● 連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。

親権者又は後見人(保護者)の方としてください。ご家庭の事情により別の方を連帯保証人に指名する場合は、事前に当会までご相談ください。

※連帯保証人は申請者と同等の返還義務があります。

## ● 併用できない奨学金等

- ① 独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ (公財)兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金  
※市町の奨学資金等で本会の奨学資金との併用を禁止している場合もあります。市町の実施している奨学資金等についてはお住まいの市町にご確認ください。

## ● 貸与額

(ア) 貸与月額(無利子)

区分	国公立	私立
自宅通学生	18,000円	30,000円
自宅外通学生	23,000円	35,000円

※送金は年3回に分けて行います(6か月・3か月・3か月)。

※自宅外通学生への加算は入学後の貸与となります。

(イ) タブレット端末等購入費 (1回限り) ※希望者のみ  
70,000円

## ● 収入基準

【収入額の目安】※別項3所得の算定方法もあわせてご覧ください。

申請者の生計を主として維持する方(所得金額の最も多い方1名)の年間収入額で決定します。収入基準は、おおむね次のとおりです。家族構成等により限度額は増減します。

世帯人数	給与所得者、年金、生保受給者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生

## 2 提出書類について

※①から④は必ず提出してください。

必須	① 奨学資金申請書（高校予約）（両面）
	② 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内の原本）
	③ 主として生計を維持している方（所得金額の最も多い方1名）の所得に関する証明書類 ※【所得に関する提出書類】参照
	④ 振込先口座（申請者（生徒）名義）の通帳またはキャッシュカードのコピー 口座番号と名義の部分を必ずコピーしてください。
該当者	⑤ 特別控除に関する書類等 ※【特別控除該当者の添付書類】参照
希望者	⑥ タブレット端末等購入費等貸与願（タブレットのみの申請はできません。） ※次頁の【タブレット端末等購入費等貸与について】参照

### 【所得に関する提出書類】（下記の所得にあてはまる書類を提出してください。）

所得については「1年間」の金額で審査します。月額で記載の書類は、年額に直してください。

所得の種類	提出書類	発行所
給与所得者 事業所得者	・「課税（所得）証明書（2022年度分）」原本 （2021年1月2日以降に転職・就職、新しく事業を始めた場合は下記※を提出）	市区町役場
年金受給者	・最新の「年金額改定通知書」等の写し （氏名・金額が記載されている通知書）	日本年金機構
雇用保険受給者	・雇用保険受給資格者証の写し （基本手当日額・給付日数が記載されている面）	職業安定所
生活保護受給者	・最新の保護変更決定通知書の写し （金額が記載されているもの）	福祉事務所
傷病手当受給者	・傷病手当金通知書の写し （金額が記載されている通知書）	健康保険協会

※転職・就職・開業された方、また収入が著しく変動された方のみ下記の書類を提出

- ・給与所得者 「収入見込証明書」
- ・事業所得者 「収入見込申告書」を提出してください。様式は在学する中学校学校にあります。

### 【特別控除該当者の添付書類】

特別控除の種類	証明書類
母子・父子世帯	母子家庭等医療費受給者証等の写し
障害のある者がいる世帯	身体障害者手帳等の写し
主たる生計維持者が(单身赴任等)別居している世帯	住居費・光熱水費・家財用品購入の確認できる1年以内の領収書等の写し（71万円限度）
長期(6か月以上)に療養を要する者がいる世帯	医師の診断書（原本）と治療にかかる支出を確認できる1年以内の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書等と修繕費の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯とは、日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められた世帯。	

## 【タブレット端末等購入費等貸与について】

【次の①②の要件を満たす方が対象です】

- ① 自らの学習に使用するためにタブレット端末やノートパソコン等を購入又はリースやレンタルをすること。
- ② 市町村等からタブレット端末等購入等にかかる給付や貸与を受けていないこと。

※ 県立学校については、令和4年度より非課税世帯及び生活保護（生業扶助）受給世帯等の生徒に対して、進学先の学校で教育用端末（タブレット等）が無償貸与される制度がありますので、申請についてはご注意ください。

制度については、別途学校から配布されます「兵庫県立学校教育用端末貸与のご案内」をご確認ください。

県立学校以外については、各学校のホームページ等でご確認ください。

- ※ 今回申請されない場合でも、入学後に随時申請することができますので、ご確認のうえ、申し込んでください。
- ※ 今回申請し採用候補生として内定された方は、進学先決定後（入学届兼進学先決定届の提出時）にタブレット端末等購入費等の貸与について、最終確認を行います。

## 3 所得の算定方法

申請書裏面に記入する「所得」については、次のとおりです。

給与所得⇒総収入額に応じて次の計算式に当てはめて算定した金額。

事業所得⇒所得額に記載の金額（計算式には当てはめません）。

所得の計算式（給与収入の場合＜事業所得を除く＞）※計算後、小数点以下切捨て

総収入額（万円）	所得（万円）
0～329	0
330～400	総収入（万円）×0.8－262.6
401～878	総収入（万円）×0.7－222.6
879～	総収入（万円）－486

※「課税（所得）証明書」の給与収入に記載されている金額です。

※当会ホームページ（収入要件試算表）でも確認できます。

## 4 採用候補生の内定

選考は、申請書類の審査⇒選考委員会⇒採用候補者に内定となっています。

内定の通知は、12月中旬頃（予定）学校を通してお渡しします。

### ● 奨学資金の貸与を受ける場合

進学先決定後（入学試験に合格し進学校が決まった時）又は高校入学後に手続きが必要です。

※貸与方法は、奨学生（生徒）本人名義の金融機関の口座への振り込みです。

【進学先決定後すぐに電子申請（e-ひょうご）及び入学届兼 進学先決定届の提出した場合】

I期分（4～9月分）	II期分（10～12月分）	III期分（1～3月分）
2月中旬～3月末頃	10月末日	1月末日

【高校等入学後に入学届兼 進学先決定届を提出した場合】

I期分（4～9月分）	II期分（10～12月分）	III期分（1～3月分）
5月末～6月末頃	10月末日	1月末日

## ● 採用候補生を辞退する場合

辞退の書類を提出する必要があります。在学する学校へ申し出をしてください。

## ● その他届出が必要な事項

- ① 申請者、連帯保証人の申請内容（住所、氏名等）に異動があった
- ② 連帯保証人を変更したい

※ 上記①、②に該当する者は「異動届」の提出が必要です。申請時と登録内容が異なる場合は、送金等の手続きが遅れる場合があります。

## 5 高校入学後の注意点

- ① 高校へ入学届を提出。ただし、すでに中学校に入学届を提出し、送金が済んでいる方は高校入学時に入学届は提出不要です。  
（自宅外通学となる場合は、異動届の提出が必要となります）
- ② 毎年度一回、4月頃に「継続願」を提出していただきます。
- ③ 休学、長期欠席等で学校を休むとき、同一学年を重ねて履修したとき、単位制高校では当該年度の修得単位数が18単位未満のときは奨学資金の貸与を停止します。
- ④ 退学等により貸与の要件に該当しなくなったとき、貸与を受けることを辞退したとき又は修学の見込みがなくなったときは、奨学資金の貸与を取消します。

## 6 奨学資金の加算

以下は、奨学生として採用された方が、高等学校入学後に申請することができます。奨学生のうち、一定の要件を満たす希望者に対して貸与する制度です。決定等は8月以降の予定です。

- ① 職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定料
- ② 通学交通費
- ③ 電動アシスト自転車購入費
- ④ タブレット端末等購入費等（中学、高校のどちらからでも申請できます。※1回限り）

## 7 返還について

卒業または退学等により貸与の要件に該当しなくなった翌月から返還が始まります。  
貸与終了時に提出する「借用証書」で返還方法（月賦、半年賦等）を選択していただきます。  
返還書類等については、貸与終了時に学校を通してご案内します。

### 《月賦返還の例》

区分		貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	自宅	18,000	3年	648,000	111回	5,840円
私立	自宅	30,000		1,080,000	144回	7,500円

※自宅外生や通学交通費、タブレット端末等購入費等の貸与を受けた奨学生は、上記借用金額に加算されるため、返還回数、返還月額が変動します。

※タブレット端末等購入費等（70,000円）については、貸与終了後7年以内で返還となります。

### 【返還が延滞した場合】

届出なく滞納が続く場合は、返還未済額の全額を一括して請求することがあるほか、債権回収業者による回収や、必要に応じ民事訴訟法による強制執行を行います。

<b>必ずボールペンで記入してください</b> <b>※消えるインクのペン、エンピツ書き、修正テープ等の使用は不可</b>	学校番号 <small>(必ず記入してください)</small>	奨学生番号 (記入不要)
	記入した日	

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

貴会奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請にあたっては、貸与規程第2条第4号に記載の併用できない奨学金等を受けることとなった時は速やかに報告することを確約するとともに、貸与決定のうちは貸与規程を遵守し、貸与終了時には借用証書を提出し、奨学資金の返還を確実にを行うことを誓約します。

在学校	申請者(生徒本人)が太枠内すべて記入		住所	連帯保証人、親権者と異なる印 (朱肉使用の印)
申請者 (自署)	フリガナ (氏) (名)	〒 650 - 0011	兵庫	兵庫
※必ず申請者 (生徒)が記入	生年月日 (西暦) 〇〇〇〇 年 ×月 〇× 日	(TEL) 078 - 〇〇〇 - ×〇×〇	家の電話や本人の携帯番号がない場合は、 保護者の番号を記入	〇-×-〇

連帯保証 の同意 (自署)	連帯保証人(原則、親権者)が太枠内すべて記入		住所・電話	印鑑登録証明書の印
※原則、親権者 又は後見人が 記入	兵庫 太郎	父	神戸市中央区下山手通	兵庫太郎
	生年月日 (西暦) 〇〇〇〇 年 〇月 〇×日	(TEL) 090 - 〇〇〇〇 - ×〇×〇	〇-×-〇	

親権者 又は後見人 の同意 (自署)	フリガナ (氏) (名)	住所・電話番号	印
※同上の場合は 記入不要	連帯保証人が親権者の場合は記入不要		※申請者・連帯 保証人と異なる印
	生年月日 (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日	(TEL) _____ - _____	

勉学に対する意欲 ※申請者(生徒) 本人が記入 (60文字程度)	現在、勉学面で努力している点。今後挑戦したいこと。(※家庭の事情は記入しないでください。)
	申請者(生徒本人)が、勉学に対する意欲(具体的な内容)を 記入(少ないと不備になります。)家庭の事情は書き込まない

特別な事情	①連帯保証人が親権者又は後見人以外(自己破産など) ②連帯保証人の住所が印鑑登録証明書と異なる。(単身赴任先等) ③申請者と連帯保証人(親権者)の住所が異なる。(寮、祖父母宅などを記入) ④養育費、親戚からの援助等、証明書類がない収入がある。(誰から年間いくらの援助額か記入)
右記①～④に該当する場合は、必ず記入	上記の例に該当する特別な事情がある場合に記入

**【振込先口座】** 銀行、ゆうちょ銀行どちらかに記入してください。(通帳かキャッシュカードのコピー添付)

銀行 (ゆうちょ以外)	金融機関名・支店名	<b>振込先口座は申請者(生徒本人)の口座です</b>  ※送金口座の種目は、普通預金(通常貯金)に限ります 貯蓄預金・定期預金は不可
	金融機関・支店コード	
	口座名義人(生徒本人名義)	
ゆうちょ銀行	通帳記号	
	口座名義人(生徒本人名義)	

同一生計の家族構成等	家族数	6人		① (該当の場合は○をする) 母子・父子世帯		母子・父子家庭の場合は証明書を添付			
	家族数を記入	名	年齢	② 障害者 (○をする)	給与・年金・その他の収入(万円未満切捨て)		事業所得(万円未満切捨て)		
						総収入(合計額)	所得★ (当会計算式で算定)	所得	
	就学者を除く家族 (幼児含む)	1	父	兵庫 太郎	45		750 万円	302 万円	万円
		2	母	兵庫 花子	44		100 万円		
		3	祖父	兵庫 新太郎	73	○	150 万円	0 万円	万円
		4	妹	兵庫 華	5		0 万円		
		5							
	イ 就学者 (小学生以上)	番号	申請者との続柄			学校区分 (○を記入)	在学名 (本)		
		1	本人	兵庫 一郎	14	1 国公立 2 私立	9 中学校 (進学予定者)		
2		弟	兵庫 二郎	13	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校 4 高専・5 専修(高等)・6 専修(専門) 7 短大・8 大学院	1 自宅 2 自宅外	万円: 万円: 万円	
3					1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校 4 高専・5 専修(高等)・6 専修(専門) 7 短大・8 大学院		万円: 万円: 万円	
4					1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校 4 高専・5 専修(高等)・6 専修(専門) 7 短大・8 大学院	1 自宅 2 自宅外	万円: 万円: 万円	
5				1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校 4 高専・5 専修(高等)・6 専修(専門) 7 短大・8 大学院	1 自宅 2 自宅外	万円: 万円: 万円		
③ その他特別控除	事由				特別控除額(万円未満切捨て)				
	主に家計を支えている方が別居している世帯				別居のため特別に支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品費の実費(71万円限度)				万円
	長期(6ヶ月以上)に療養を要する方がいる世帯				療養のため特別に支出している治療費、入院費等				万円
	火災・風水害または								万円

家族数を記入

母子・父子家庭の場合は証明書を添付

所得証明書の一番大きい額

すべての家族の収入を記入  
無収入の方は「0」と記入

この例の場合の必要な証明書類  
・父の所得に関する証明書類(750万円分)  
・祖父が障害者である証明(障害者手帳等のコピー)

○を記入

在学名を必ず記入

添付書類はP2を参照

以下は受理できません。必ず確認してください。

- ① 申請者、連帯保証人、親権者又は後見人の筆跡が同じである。
- ② 印影が同じ又はシャチハタ等を使用している。
- ③ 連帯保証人の印が印鑑登録証明書の印鑑と異なる。
- ④ 記入が必要な欄に空欄(未記入)がある。
- ⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)が添付されていない。
- ⑥ 当会が指定する所得の証明書類が添付されていない。

※個人情報の取扱い  
ご記入いただいた個人情報  
生とならなかった場合も含め

学校推薦欄  
上記のとおり  
公益財団法人

たしません。なお、奨学

## タブレット端末等購入費等貸与について

授業や自宅学習にタブレット端末等を活用したい奨学生を支援するために、貸与制度を拡充し、「タブレット端末等購入費等」として奨学資金を加算できるようにしています。  
なお、このタブレット端末等購入費等は、奨学資金（本体）と同様、返還が必要です。

- 1 要件 次のすべての要件を満たす兵庫県高等学校教育振興会の奨学生が対象になります。
  - ① 自らの学習のためにタブレット端末やノートパソコン等を購入又はリースやレンタルすること。
  - ② 当会で既にこのタブレット端末等購入費等にかかる貸与を受けていないこと。
  - ③ 市町村等からタブレット端末等購入等にかかる給付や貸与を受けていないこと。※ 県立学校については、BYOD (Bring Your Own Device) 導入による教育用端末（タブレット等）が、非課税世帯及び生活保護（生業扶助）受給世帯等の生徒に対して、無償貸与される制度がありますので、ご注意ください。
- 2 貸与金額 定額 70,000円
- 3 申請方法 貸与希望者は、申請書「タブレット端末等購入費等貸与願」を在学する学校に提出。申請書は在学する学校から受け取るか、当会のホームページからダウンロードしてください。
- 4 申請結果 学校を通じて通知
- 5 貸与時期 予約奨学生のうち、早期送金希望者は2月中旬～3月末  
その他の奨学生は、貸与決定後順次
- 6 返 還 奨学資金貸与終了後、口座振替等により7年以内で返還  
返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」があり、「借用証書」提出時に選択

\*タブレット端末等購入費等のみの貸与はできません。

現在奨学生でない生徒は、奨学資金（本体）の申請が必要です。（随時受付）

### <奨学生の要件>

- ① 高等学校、中学教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は指定した専修学校の高等課程に在学すること。
- ② 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が兵庫県内に住所を有していること。
- ③ 申請者の主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。  
(収入額の目安：4人世帯で年収680万円程度以下)

奨学資金（本体）については、「奨学資金の貸与を希望する皆さんへ」をご覧ください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会  
奨学資金第1課 貸与係  
(<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/>)  
TEL : 078-361-6640